

1 議 事 日 程（第1日）

（令和3年第2回有田川町議会定例会）

令和3年6月8日
午前9時30分開会
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度有田川町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第9 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 報告第12号 令和2年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第15 報告第13号 令和2年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第16 報告第14号 令和2年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第17 報告第15号 専決処分の承認を求めることについて

令和3年度有田川町一般会計補正予算（第2号）

- 日程第18 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 報告第17号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 報告第18号 一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況について
- 日程第21 議案第33号 令和3年度有田川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第34号 有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第35号 有田川町少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第36号 有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第37号 有田川町営風力発電設備条例を廃止する条例の制定について
- 日程第26 議案第38号 有田川町農業委員会委員の任命の同意について

2 出席議員は次のとおりである（15名）

1番	堀江真智子	2番	増谷憲
3番	椿原竜二	4番	中島詳裕
5番	星田仁志	6番	片畑進之
7番	谷畑進	8番	小林英世
9番	林宣男	10番	殿井堯
11番	佐々木裕哲	12番	岡省吾
13番	森谷信哉	15番	湊正剛
16番	亀井次男		

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

14番 新家弘

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

3番 椿原竜二 12番 岡省吾

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町長	中山正隆	副町長	坂頭徳彦
住民税務部長	青石万紀子	福祉保健部長	中岡万里子
総務政策部長	井上光生	消防長	中裕準
産業振興部長	森田栄一	建設環境部長	鈴木幸敏
総務課長	新田耕作	財務課長	中屋正也
企画調整課長	林光彦	教育長	片嶋博
教育部長	細野正人		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局 長 竹 中 幸 生 書 記 細 野 鶴 子

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

14番、新家弘君から欠席の届出がありましたので、報告します。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回有田川町議会定例会を開会いたします。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

本日の会議を開きます。

なお、議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番、椿原竜二君、12番、岡省吾君を指名いたします。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（森谷信哉）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る6月1日に開催された議会運営委員会の結果について、報告願います。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

改めまして、おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について、御報告を申し上げます。

去る6月1日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日から6月23日までの16日間とさせていただきます。一般質問は17日、18日としております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。日程第4から日程第26までの報告17件、議案6件については一括上程を行い、それぞれ当局から提案理由の説明を求め、その後、全員協議会にて御審査いただきたいと思っております。

なお、全員協議会が終わり次第、報告第2号から報告第18号までの審議を本日も  
願いたいと思います。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御  
協力をお願い申し上げまして、御報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（森谷信哉）

お諮りいたします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月23日ま  
での16日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月23日までの16日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（森谷信哉）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告17件、議案6件であります。

また、本日の説明員は町長ほか12名であります。

続いて、本定例会までに受理いたしました請願第1号、新型コロナウイルス感染症  
対策で、医療・介護従事者への支援等を国及び県に求める意見書についての請願書及  
び請願第2号、消費税凍結を求める請願は、お手元に配付の文書表のとおり総務文教  
福祉常任委員会に付託することに決定しました。

次に、監査委員より、令和3年2月、3月、4月分の例月現金出納検査の結果及び  
令和2年度水道事業棚卸検査の結果について報告されていますので、お手元に配付し  
ております。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第4、報告第2号から日程第26、議案第38号までの報告17件、議案6件  
を一括議題としたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4、報告第2号から日程第26、議案第38号までの報告17  
件、議案6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに令和3年第2回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜り、本当にありがとうございます。

提案理由の説明に先立ち、去る4月1日付で職員の人事異動を発令しましたので、御紹介をいたします。

総務政策部長の井上光生でございます。

福祉保健部長の中岡万里子でございます。

住民税務部長の青石万紀子でございます。

教育部長の細野正人でございます。

企画調整課長の林光彦でございます。

どうかよろしくお願いを申し上げます。

なお、説明員として出席する者は、副町長、教育長、部長職7名、課長職3名、私を含め13名が常時出席いたします。

また、議案によって、清水行政局長を初め課長等が出席する場合には、当日の議会開会までに議長に申し出て許可を得るようになりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について、御説明を申し上げます。

報告第2号から報告第11号までの10議案につきましては、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、令和2年度一般会計、各特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものであります。

報告第2号は、令和2年度有田川町一般会計補正予算第8号であります。今回の補正は、町税、各交付金、地方交付税、国・県支出金、町債及び繰入金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、減債基金に2億3,000万円、公共施設整備基金に1億円を積み立てる増額補正をする一方、不用額となる未執行額を減額した結果、9,739万3,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は212億3,929万3,000円と相りました。また、繰越明許費、地方債の補正につきましても御審議を願うものであります。

報告第3号は、令和2年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号であります。今回の補正は、保険給付費等の事業費が確定したことにより、県支出金及び繰入金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、8,224万6,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は34億4,007万3,000円と相りました。

報告第4号は、令和2年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、事業費が確定したことにより、不用額となる未執行額を減額する一方、繰越金を増額した結果、610万2,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は7億9,877万5,000円と相りました。

報告第5号は、令和2年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、保険給付費等の事業費が確定したことにより、繰入金及び国・県支出金、支払基金交付金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、介護給付費準備基金積立金に1億円を増額補正をする一方、不用額となる未執行額を減額した結果、1億1,485万1,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は3億8,369万2,000円と相りました。

報告第6号は、令和2年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第5号であります。今回の補正は、事業費、管理費等が確定したことにより、繰入金等が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1,466万1,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は5億2,248万4,000円と相りました。また、地方債の補正につきましても御審議を願うものであります。

報告第7号は、令和2年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、事業費等が確定したことにより、負担金、繰入金、諸収入等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、3,550万7,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は20億3,556万円と相りました。また、地方債の補正につきましても御審議を願うものであります。

報告第8号は、令和2年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことにより、繰入金等が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1,590万円の減額補正となり、補正後の予算総額は3億3万3,000円と相りました。

報告第9号は、令和2年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことに伴い、不用額となる未執行額22万4,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は1億87万1,000円と相りました。

報告第10号は、令和2年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことに伴い、不用額となる未執行額10万円の減額補正となり、補正後の予算総額は6億58万2,000円と相りました。

報告第11号は、令和2年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、施設使用料、一般会計繰入金等を減額するとともに、施設管理費等が確定したことにより、不用額となる未執行額を減額した結果、1,483万円の減額補正となり、補正後の予算総額は5,665万円と相りました。

報告第12号から報告第14号までの3議案は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越計算書の報告についてであります。

報告第12号は、令和2年度の一般会計予算の経費を令和3年度に繰り越して使用

するため、繰越計算書を調製したもので、これを報告するものであります。

報告第13号は、令和2年度の有田川町簡易水道事業特別会計予算の経費を令和3年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第14号は、令和2年度の有田川町水道事業会計予算の経費を令和3年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第15号は、令和3年度有田川町一般会計補正予算第2号として、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。今回の補正は、御霊小学校トイレ大規模改修事業について、学校施設環境改善交付金の内示があったことに伴い、当該事業を実施するに当たり、学校運営に支障を来すことのないように、また、年度内に完成する必要があるため、早急に予算処置を講じたものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ9,932万5,000円を追加し、補正後の予算総額は167億3,820万9,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、国庫支出金、基金繰入金、町債を充てることとしております。

報告第16号は、有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日から施行されることに伴い、有田川町税条例等の一部を速やかに改正する必要があるため、条例の一部改正を専決処分したものであります。

主な改正点といたしまして、1点目は、固定資産税の負担調整措置を令和5年度まで継続し、令和3年度に限り税額が増額する土地は、令和2年度の税額に据え置きます。2点目は、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を9か月間延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象といたします。3点目は、住宅ローン控除の特例について、所得税において控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例が2年間延長されたことに伴い、個人住民税においても同様に延長するものであります。

報告第17号は、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に対する減免措置を令和3年度も実施する上で、有田川町介護保険条例の一部を速やかに改正する必要があるため、条例の一部改正を専決処分したものであります。

報告第18号は、一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。新型コロナウイルスの猛威は今年度に入っても衰えを見せず、観光業を主とする開発公社にとっても大打撃を受けました。感染拡大予防並びにお客様や地域住民、従業員の安全確保をするために、しみず温泉ほかの施設に関しては、4月9日から5月31日まで休業としました。6月1日から営業再開しましたが、令和3年2月1日から3月12日まで再度休業としました。延べ93日間にわたる休業の影響は、今後

の営業スタイルを大きく変換する機会となりました。休業期間中は、各施設の清掃やメンテナンスなどの維持管理や新商品の開発、施設修繕、テイクアウト弁当を実施するなど、様々な努力をしながら業務に当たってきました。また、雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の支給申請も行い、雇用の確保にも努めてまいりました。

令和2年度の業績についてであります。事業収入は7,553万円で前年比67.8%となり、前年度を上回った施設は、遠井キャンプ場で361万円、前年比150.8%となりました。アウトドアで開放的なこともあり、前年を大きく上回りました。また、その他の施設は全て前年を下回りました。あさぎりが3,552万円で前年比68.4%、しみず温泉健康館が752万円で前年比68.3%、コテージ・やすけが1,019万円で前年比69.2%、ふれあいの丘が1,231万円で前年比54.3%、オートキャンプ場が544万円で前年比76.2%でありました。宿泊白馬と二川温泉は休業中のままであり、令和2年度をもって公社の管理は終了となり、公社全体では前年と比べ3,589万円の減収となりました。

続きまして、事業費用につきましては1,591万円で、前年比59.7%、前年比で1,073万円の減少となりました。管理費用につきましては8,618万円で、前年比82.1%となりました。商品券を販売したことにより販売促進費はやや増加しましたが、一般的に費用が減少したことにより、前年比で1,885万円の減少となりました。

次に、営業利益でございますがマイナス2,655万円で、前年比で631万円減少しました。これに、指定管理料に加え持続化給付金、雇用調整助成金等を申請することにより157万円の黒字となりました。一刻も早い新型コロナウイルスの感染症の終息と、安心して通常営業ができることを心から願っております。

令和3年度につきましても、新型コロナウイルスの影響もあると思われませんが、感染予防対策のさらなる強化を図りつつ、まちづくり拠点施設として集客と収益向上に努めてまいりますので、ふるさと開発公社に対し、今後とも議員皆様方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げ、経営状況の報告といたします。

議案第33号は、令和3年度有田川町一般会計補正予算第3号であります。今回の補正の主なものは、2款総務費の総務管理費では、財産管理費で、集会所等改修補助金として139万7,000円を、企画費で、市町村振興助成事業の頑張る地域応援事業助成金として150万円を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して旅行等移動補助金として350万円を、情報通信基盤施設費で、施設整備保守点検料として500万円を、3款民生費の社会福祉費では、障害者福祉費で、更生医療給付費として735万3,000円を、児童福祉費の児童福祉総務費で、新型コロナウイルス感染症対応セーフティネット強化交付金を受けて、子育て世帯生活支援特別給付金事業として3,304万円を、4款衛生費の保健衛生費では、予防費で、当初予算で計上していた消毒液などの感染症防止対策費用に、新型コロナウイルス感

染症対応地方創生臨時交付金を充当するため、財源更生をしております。

6款農林水産業費の農業費では、農業総務費で、会計年度任用職員報酬として113万7,000円を、8款土木費の道路橋りょう費では、道路橋りょう維持費で、維持修繕工事費の2,000万円を減額し、道路新設改良費で工事請負費の緊急自然災害防止対策工事費として4,400万円を、防災安全交付金事業として5,928万円を、10款教育費の社会教育費では、公民館費で、田殿公民館大規模改修事業として1,339万4,000円を、11款災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費では、農地災害復旧事業費分担金の還付金として340万円を、公共土木施設災害復旧費では、公共土木施設災害復旧事業として1,850万円などを計上し、その他所要の補正を行った結果、歳入歳出それぞれ1億8,194万6,000円を追加し、補正後の予算総額は169億2,015万4,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策の国庫支出金や県支出金、繰越金、町債などを充てることにいたしております。

議案第34号は、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。災害被害者に対する負担軽減を目的に、町県民税及び軽自動車税種別割に災害による減免を追加するとともに、町県民税、固定資産税及び軽自動車税種別割の減免申告書の提出期限を納期限まで延長するため、有田川町税条例の一部を改正するものであります。

議案第35号は、有田川町少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。有田川町少年センターを吉備庁舎内から藤並駅2階に移転するため、有田川町少年センター設置条例の一部を改正するものであります。

議案第36号は、有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、消防団員の定員を各地域の災害状況に応じ応援できる体制にある中、消防団員の現状を加味し、団員の定数を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第37号は、有田川町営風力発電設備条例を廃止する条例の制定についてであります。本条例は、町営風力発電設備の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めていますが、コスモスパーク内の風力発電設備は平成12年5月に発電を開始し、平成26年10月には老朽化のため撤去しています。今後、コスモスパーク内に町営風力発電設備建設の予定はないため、本条例を廃止するものであります。

議案第38号は、有田川町農業委員会委員の任命の同意についてであります。令和3年6月30日をもって現農業委員会委員の方が任期満了となるため、新たに委員の任命をいたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

15名の方々の住所、氏名を申し上げます。

有田川町大字水尻1196の5、中田孔美子氏。

同じく、大字水尻 1 0 0 9、須佐見益雄氏。

同じく、大字植野 3 2 0、岩崎哲也氏。

同じく、大字野田 3 5 1、上田久志氏。

同じく、大字田口 3 5 8、大倉一博氏。

同じく、大字長田 3 8 5、花田正幸氏。

同じく、大字庄 2 8 2、山田清美氏。

同じく、大字徳田 2 5 4 の 1、星田光司氏。

同じく、大字立石 5 0 9、栗本孝彦氏。

同じく、大字伏羊 2 5 9、橋爪利範氏。

同じく、大字彦ヶ瀬 4 1 1、西井一雄氏。

同じく、大字生石 6 6 3、前田忠久氏。

同じく、大字二川 4 7 3、中岡義照氏。

同じく、大字清水 1 6 0 1 の 6、山田文男氏。

同じく、大字久野原 1 1 2 0、宮本一彦氏。

以上、15名の方々の任命について、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、令和6年6月30日までの3年間となっております。

以上で提出議案に対する私の説明は終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩中において、10時20分から全員協議会を開きますので、よろしくお願いたします。

~~~~~

休憩 10時02分

再開 13時50分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

…………… 日程第4、報告第2号……………

○議長（森谷信哉）

日程第4、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度有田川

町一般会計補正予算第8号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第5 報告第3号……………

○議長（森谷信哉）

日程第5、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第6 報告第4号……………

○議長（森谷信哉）

日程第6、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第7 報告第5号……………

○議長（森谷信哉）

日程第7、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。質疑をさせていただきます。

令和2年度の介護保険特別会計補正予算ですが、これは、言わば決算的な意味での補正予算になっているわけですが、ここで確認しておきたいのは減免の問題であります。この議案にあらかじめお聞きしたら、減免が4人あるということだったと思います。それで、仮に減免を受けようと思えば、世帯分離をしていると減免の対象外になると伺っておりますが、これは、それで間違いはないかどうか確認したいと思います。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、中岡万里子君。

○福祉保健部長（中岡万里子）

増谷議員の質疑にお答えいたします。

世帯分離をしていたらということではないんですけれども、世帯単位で考えるということになっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第8 報告第6号……………

○議長（森谷信哉）

日程第8、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第5号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第9 報告第7号……………

○議長（森谷信哉）

日程第9、報告第7号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第10 報告第8号……………

○議長（森谷信哉）

日程第10、報告第8号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第11 報告第9号……………

○議長（森谷信哉）

日程第11、報告第9号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第12 報告第10号……………

○議長（森谷信哉）

日程第12、報告第10号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第13 報告第11号……………

○議長（森谷信哉）

日程第13、報告第11号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

[挙手全員]

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第14 報告第12号……………

○議長（森谷信哉）

日程第14、報告第12号、令和2年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第15 報告第13号……………

○議長（森谷信哉）

日程第15、報告第13号、令和2年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第16 報告第14号……………

○議長（森谷信哉）

日程第16、報告第14号、令和2年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

今回の繰越しの理由なんですけども、この説明では、工期の延長によるということなんですけど、どういう理由で延長になったのか御説明いただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

お答えします。

これは公共下水道事業に伴う水道管の布設替え工事でありまして、公共下水道事業自体の工期がいっぱいまでになってしまったので、その後、水道管の布設事業を行ったため、工期を延長したものでございます。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第17 報告第15号……………

○議長（森谷信哉）

日程第17、報告第15号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度有田川町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

3番、椿原です。質疑を行います。

今回のこの専決処分の補正予算なんですけれども、トイレの洋式化という議題ですけれども、基本的にトイレを洋式化していくということに対しては、もちろん今の時代の流れを考えると賛成ですし、洋式化していくことは大切だと思っています。

けれども、今日頂いた資料の中で確認させていただきますと、御霊小学校ですけれども、洋式トイレ1階男子四つ、和式ゼロ、2階も洋式四つで和式がゼロと。女子トイレも一緒に、洋式七つの和式ゼロ、2階も洋式七つで和式ゼロといった内容でありました。洋式化を進めていくということと和式をゼロにしてしまうということは、全く別物だと僕は考えています。

駅とか公共施設というところにおいて、和式トイレというのは一定数存在します。そういったところで、教育上の観点から和式トイレも一つとか、少し残す必要があるという声も世間では言われていますけれども、その辺教育上観点というところでどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（森谷信哉）

教育部長、細野正人君。

○教育部長（細野正人）

椿原議員の御質問にお答えさせていただきます。

教育上、和式の便所というのは必要だと思いますし、議員が言われるように、使われないという方もいないとは限らないと考えられます。それで、また学校も一般に開放することもありますし、保護者の方が利用するというものもあるかもしれません。どういった方が使うかということも特定できませんので、最低校舎には1か所、和式を設置していきたいと思っています。

以上です。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

答弁いただきました。

確かに、一つ残すべきだと私も考えています。中には洋式トイレは便座に直接触れるトイレになりますから、不特定多数の方が触れている便座に直接触れたくないという洋式トイレを望まない児童生徒というのも一定数いると言われてはいますし、そういったお声もお聞きします。そういったことを考えると、体育館には確かにありますけれども、校舎は別ですし、1階か2階のどちらかに残すべきなんじゃないかなと思うんですけども、その辺どのように考えていますか。

ちなみに、今まで有田川町の小学校のトイレは、基本的に和式は一つ残して、残りを洋式にしていくとか、そういった方向性だったと思うんですけども、今回から突然このように変わっています。洋式トイレを望まない子どもというのは、確かにかなり少数ではありますが、こういった少数の方の御意見を聞くのも大切ですし、そういった生徒に配慮は必要だと思うんですけども、その辺どのように考えていますか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、細野正人君。

○教育部長（細野正人）

今回、校舎に和式をなくすという方向で提案させていただいたんですけども、先生方とも協議して、実際に使う方、ほとんどもうないと聞いてましたし、使いたい場合には、体育館の和式のトイレもございますので、そちらを利用してという話がありましたので、そのように提案させていただきましたが、やはり議員おっしゃるように、急にしたくなった場合とか、そういった場合には和式じゃないという方も考えられますので、それも考慮して、最低1か所はつけていく方向でいきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

今、これへ出してきて、もう和式を体育館だけにすることをここへ上げてきてるんやから、それも必要やとか何とかないでしょう。もう上げてきて、これをいかなもんですかって議論して、一人の議員がそれに対して和式も必要でないかと聞いてるんやけど、いや、もうそれは本会議で上げてきて、このとおりになりましたって言うてくれなんだ、それも必要ですって言われたらぶれますやろ。

だから、さっきから議員が一応それで結構ですっていう何をとってるんやから、ここであんたんところがぶれてたら、我々はどういう意見を出していいやら分からへんようになる。だから、そういうふうやって今まで検討した結果はこうなりましたって出してるんでしょ。だから、それを突っ張ってもらわななら。

ここで、いや、これはそんなんでしたら和式も必要ですって、そこでそっちがぶれたら、今度はこっちはどないしていいやら分からん。そののところ、もうちょっときっちり出すんやったらもう出すで、変更のないように、ぶれることのないようにしっかりしてもらわんと。こっちもまたぶれてきますよ。よろしくお願いします。

○議長（森谷信哉）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えいたします。

今、御指摘のとおりだと思っております。ただ、設計段階でございまして、学校の希望というのを中心に考えておりました。ただ、体育館も利用できるんですけども、緊急というか、そういう場合もちょっと困難かなということも鑑みて、校舎内に1か所残すという方向でいかせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

さっきの答弁とほんまにちょっと違うなという感じ、私もしてました。

これはもう今の時代、やっぱり洋式化というのが基本であるということ、それも十分協議した上でやってきた中でありまして、できたらもうその方向で進めていきたいなと思います。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

今のやり取りで、町長はこういう答弁、教育委員会はこういう答弁となったんで、これはどっちなのかはっきりしないと前へ進まんの違いますか。確認してください。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

もうこれ決定したことでありますんで、このとおりにやらせていただきたいと思いますんで、御理解よろしくお願いします。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

報告第15号、令和3年度有田川町一般会計補正予算第2号について、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず理由として、御霊小学校トイレ大規模改修事業の内容であります。この内容は、トイレの洋式化といった内容なんですけれども、今まで有田川町で行ってきたのは、和式を一つ残して、基本洋式化をしていくといった方向性でありました。基本的に私も洋式化をしていくことは、時代の流れですし、当然洋式化を進めていくべきだと考えております。そういった中で、トイレの洋式化を進めるのと和式をゼロにしてしまうということは、全く別物だと感じております。

ましてや、駅などの公共施設において、和式トイレが一定数存在しております。そういったときに、教育上の観点から一部和式トイレを残して教育を行っていくというのも、一つ自治体の使命であると感じております。

また、子どもの中には、不特定多数の方が触れる便座、この便座に直接触れてしまう洋式トイレというのを好まない、望まない、そういった児童生徒が一定数いることもたしかであります。

質疑の答弁にありました。確かに、ほとんどの方は洋式のトイレを使う、それも理解をしておりますけれども、あくまでも少数派の和式トイレを使いたい、そういった子どもたちに対しても配慮が必要であり、また学校として、公共施設として当然なのは、和式のトイレも洋式のトイレもどちらも選択ができる、そういった環境を整えていくことが大切だと私は考えております。

今回、質疑の中で和式トイレを一つ残すのか残さないのか、そういったやり取りもありましたけれども、和式トイレを一つも残さない、ゼロにする、そういった議案に対しては、到底賛成できるものではありません。

以上を理由に反対とさせていただきます。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第18 報告第16号……………

○議長（森谷信哉）

日程第18、報告第16号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第19 報告第17号……………

○議長（森谷信哉）

日程第19、報告第17号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第20、報告第18号から日程第26、議案第38号までについては、提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思います。それに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

日程第20、報告第18号から日程第26、議案第38号までについては、提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止いたします。

暫時休憩します。そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 14時16分

再開 14時16分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は、6月17日、木曜日、午前9時30分に開議いたします。

また、この後、委員会室において広報広聴常任委員会を開催いたしますので、委員の方はよろしく願いいたします。

~~~~~

延会 14時16分